

佐賀県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

多久市東多久町大字別府二九四九の九一八から二九四九の九二〇まで、二九四九の一二五四、六七九九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）